

化粧品産業競争力強化検討会  
第3回 提出資料

## 化粧品の輸出に関わるKPI・対象国の定義と 規制への対応について

2026年2月13日  
株式会社コーセー  
小椋敦子（研究所）

# 対象国の考え方

現状の国内化粧品の輸出金額ランキング、または日本の産業界がフォーカスすべき市場として

- ✓ 一辺倒からの脱却は必要であるものの近隣大国である
- ✓ 最優先の成長市場として
- ✓ 中国市場のリスク分散先として
- ✓ 質的（ブランド価値）生存戦略、日本文化への理解度合いから

特にASEANについて、EUの影響力は以前から強かったものの  
 昨今では中国も経済圏としての囲い込み戦略を強化している  
 これに伴い、日本のプレゼンスはシェアとトレンドの主導権を中韓勢  
 に激しく浸食されていると言える

1	中華人民共和国
2	アメリカ合衆国
3	日本
4	香港
5	ベトナム
6	ロシア
7	台湾
8	タイ
9	アラブ首長国連邦
10	シンガポール

韓国当局がフォーカスしている輸出金額上位国（2025年）

**中国（+香港・台湾）**  
**ASEAN・インド**  
**米国（北米）**  
**欧州（EU）**

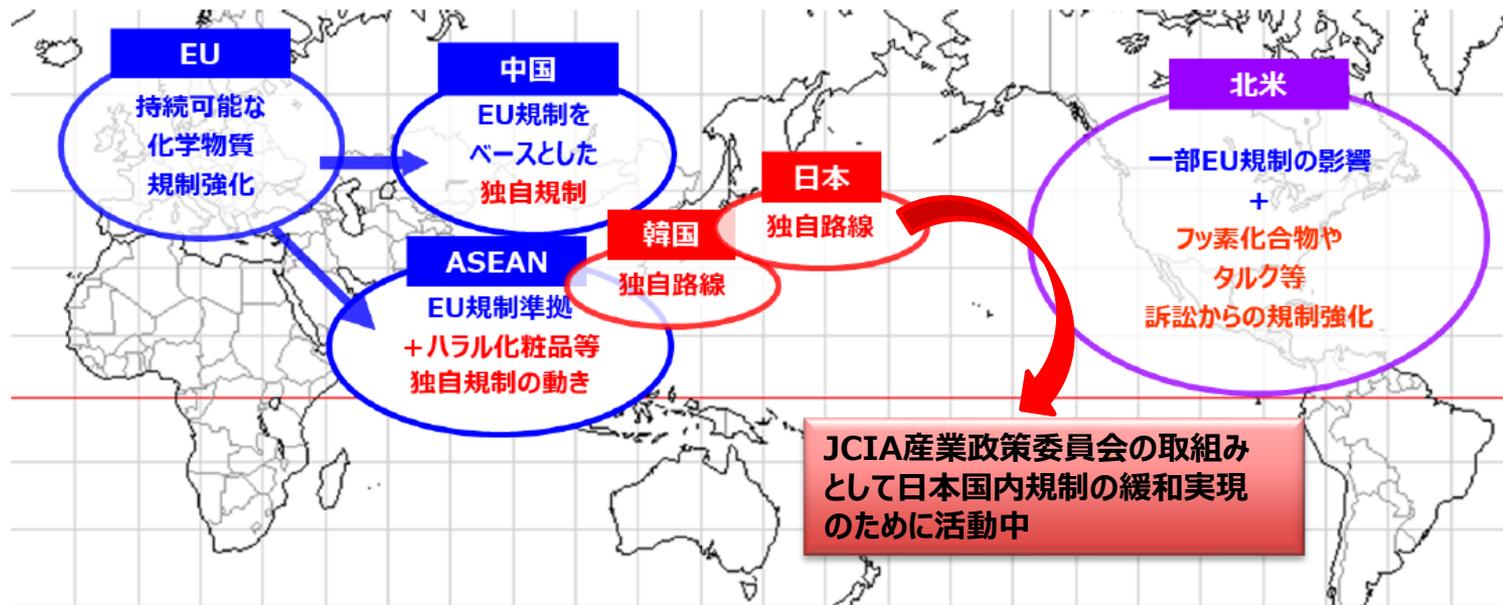
（千円）

	行ラベル	2022年	2023年	2024年	2025年
1	中華人民共和国	378,395,141	313,808,074	251,408,509	296,084,367
2	香港	103,841,359	86,927,997	67,290,618	76,551,554
3	シンガポール	92,278,912	70,157,733	56,790,054	47,849,922
4	大韓民国	81,344,831	40,638,466	31,913,736	28,081,341
5	台湾	36,373,083	39,221,365	40,696,717	44,501,539
6	アメリカ合衆国	26,881,521	25,160,108	29,027,207	30,231,298
7	タイ	12,969,988	13,704,086	17,079,697	18,507,432
8	ベトナム	13,287,031	10,690,185	11,418,133	11,254,002
9	フランス	6,580,227	7,778,860	10,391,328	10,503,561
10	ドイツ	6,695,682	6,659,734	7,271,397	7,959,108
11	マレーシア	5,381,889	5,512,168	6,764,667	6,782,501
12	ロシア	3,284,423	4,938,420	5,805,255	6,071,637
13	インドネシア	4,413,781	3,936,019	5,313,731	6,263,250
14	スイス	6,880,385	4,105,237	1,759,675	5,675,539
15	ベルギー	3,563,123	3,591,996	4,279,087	4,028,106
16	カナダ	3,501,171	3,059,306	2,847,194	2,240,598
17	オーストラリア	2,274,531	1,967,251	2,666,584	3,970,484
18	フィリピン	1,931,635	2,119,021	3,157,197	3,382,725
19	アラブ首長国連邦	1,850,966	2,035,200	2,999,866	3,673,428
20	英国	2,141,910	1,402,455	2,011,457	1,628,847
21	インド	1,605,726	1,671,264	1,412,829	2,012,636
	その他	9,916,858	11,670,144	13,879,695	14,415,837

日本の化粧品輸出額ランキング

「普通貿易統計（概況・表別）」

EU規制に完全にハーモナイズするのは得策ではない  
自国の強みは残しつつ、輸出障壁を低減する方策を検討すべき



- EUは化学物質規制を強化し、長期間をかけて自エリアの規制を戦略的に他エリアに移植する取り組みを強化
- 北米エリアでも一部EU規制に準じる動きが発生
- 韓国は10数年をかけ化粧品を成長産業領域と定め、輸出拡大に向けて各種施策を推進  
(化粧品輸出額 11億ドル(2012) → 72億ドル(2023))

海外規制に関する知見、ノウハウ、対応リソース不足が大きな課題であることが明らかに

特にグローバル規制において、EUのみならず中国、台湾、ASEANの一部の国ではPIF制度（Product Information File：製品情報ファイル）への適用を要求しており原料の安全性、効能、品質に関する詳細データが必要

## 会員企業へのアンケートにより判明した輸出拡大における課題



### 1. 海外の規制に関する知見、ノウハウ、リソースの不足

規制に関連する支援

- 1) 最新の海外規制の入手が困難
- 2) 海外規制に対応するためのリソース不足

特に最新の海外規制情報の入手とPIFで求められる化粧品原料の安全性、効能、品質データの収集 基盤構築が急務

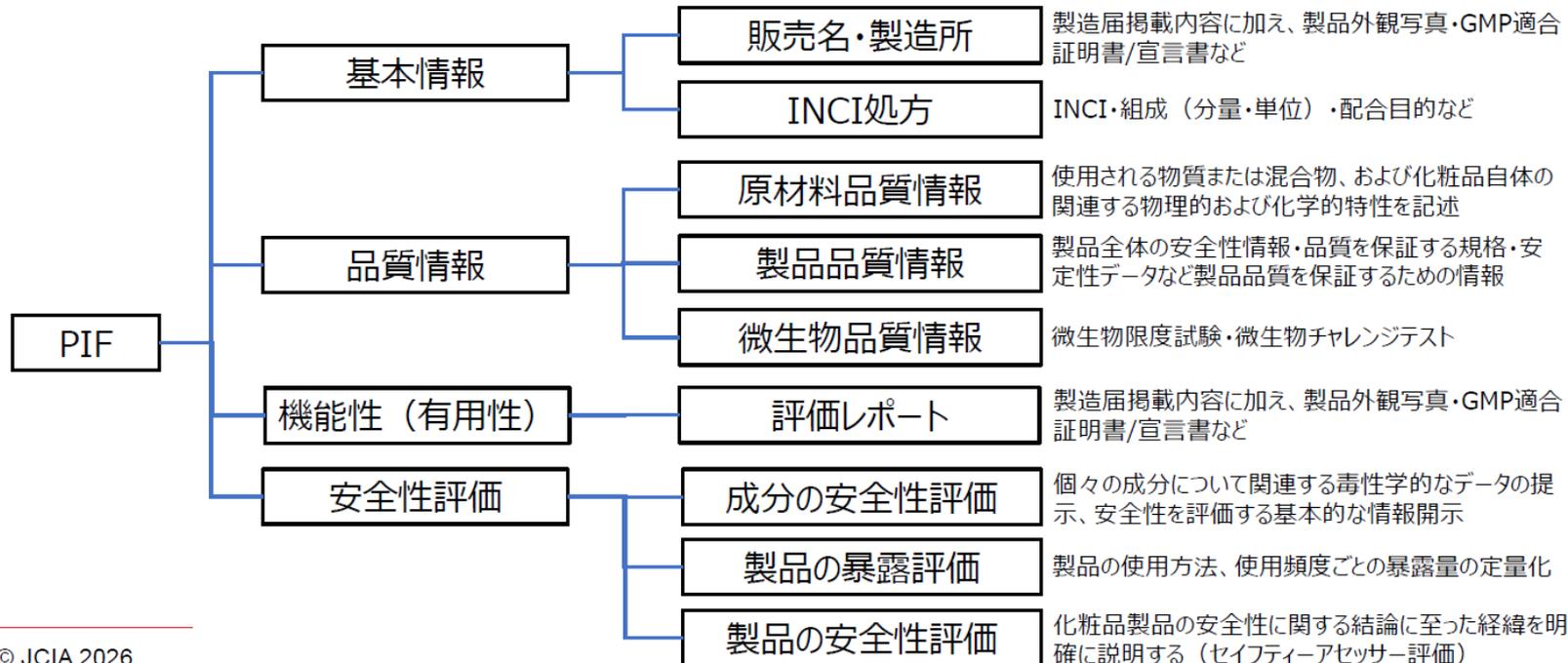
### 2. 海外展開するためのビジネスノウハウやコネクション不足

ビジネス上の支援

- 1) 対象国の市場に対する理解不足
- 2) 新規参入のサポート不足（サプライチェーン～バリューチェーン）

## 1. PIFのコンテンツとして要求される項目の考え方

諸外国で一般的にPIFのコンテンツとして要求されている項目をフレームワークとして提示予定  
また主な項目について作成の基本的な考え方を整理しガイドラインとしての発行を検討中



## 【目的】

1. 輸出に必要な成分規制の情報入手  
EUの成分規制強化の流れを受けて各国で規制強化の動きが加速化しており、タイムリーな情報把握が必須
2. EU（SCCS）、米国（CIR）といった国際的な安全性評価機関による安全性情報の入手  
国際的な安全性評価権威機関による安全性評価結果を日本語で閲覧できる環境が求められている
3. 日本固有の素材に対する安全性データ、効能データの収集と利用活性化  
日本固有の素材はグローバルでは使用できない状況があり、独自に原料データを収集しなければならない状況  
データを集約し、各社が利用できる環境構築は原料業界にとっても効率化と価値拡大に繋がる
4. 中国、ASEANに対する影響力復活  
日本では明文化された公開リストが存在しないため、特にアジア諸国の規制に対する交渉力がない  
欧州（SCCS）、米国（CIR）は中国、ASEANに対して情報公開を促進している  
中国、ASEANからは日本は成分規制について無管理国と判断されている

韓国は国策として化粧品の輸出拡大のために各種施策を実施

- ✓ 海外規制の翻訳と情報公開
- ✓ 成分規制情報の公開と解説
- ✓ 化粧品の品質認証
- ✓ 準公的であるが、成分の安全性、機能認証データの提供

その一環として**化粧品成分事典 (KCID)**を構築

「KCID」は国の化粧品法に則り、食品医薬品安全処（MFDS：日本の厚労省に相当）の支援や研究プロジェクトを経て構築された、最も権威のあるデータベース。運営主体は大韓化粧品協会（Korea Cosmetic Association）であり韓国最大の化粧品業界団体。  
[www.kcia.or.kr/cid](http://www.kcia.or.kr/cid)

## 韓国規制当局 (MFDS)



# 【参考：韓国化粧品成分事典 サイト】



化粧品成分事前は「化粧品全成分表示」に使用する標準化名称を提供するためのものであり、成分事前に記載された全ての原料が化粧品に必ず使用できるというわけではありません。化粧品原料の使用可否を判断される際は、化粧品法<化粧品安全基準等に関する規定>、<化粧品色素種類基準及び試験方法>等をご確認ください。

全体  検索

結果内の再検索

AND (検索結果に必ず含まれるべき単語) : 結果内再検索  
OR (「甘草根」と「緑茶」の2つのキーワードをそれぞれ入力して「結果内再検索」ボタンをクリックすると、「甘草根」と「緑茶」を含む成分がすべて検索されます。  
MATCH (正確な検索結果) : ""  
はい「甘草根抽出物」のみを検索したい場合は、成分名の前後に「」を入力すると、その成分名だけが検索されます。

合計11件の資料が照会されました。

成分コード	成分名	英文名	CAS No	教命名
2214	オクトクリレン	Octocrylene	6197-30-4	

## 成分基本情報

成分コード	2214	教命名	
成分名	オクトクリレン	教命名	
英文名	Octocrylene		
CAS No.	6197-30-4	EC No	228-250-8
起源と定義	この原料は、以下の構造を有する置換アクリレートである。		
分子構造式			
詩型式	C24H27NO2		
配合目的	紫外線遮断 (機能性化粧品)、変色防止剤		
化学物質分類	協会会員会社ログイン		
成分の起源	協会会員会社ログイン		

## 10カ国の成分規制情報

国内規制情報	区分	配合限度	告示名	手がかり条項	関連成分
			オクトクリレン	10%	オクトクリレン
海外規制情報	<input type="button" value="海外法令情報を確認する"/>		<input type="button" value="海外規制成分を確認する"/>		

## 海外法令

地域を選択してください。

- アメリカ
- アジア - 太平洋
- ヨーロッパ
- アフリカ - 中東
- 中国

法令/制度	輸出手続き	お知らせ/資料				
いいえ	区分	タイトル	添付ファイル	ヒット	登録日	ショートカット
お知らせ		米国 FDA デューデリジェンス - FORM 483		8685	2025-07-03	
お知らせ		米国カリフォルニア州法務局資料集		3884	2024-09-24	
お知らせ	アメリカ	米国MoCRA 施設登録、製品リスティング Cosmetic Direct Tutorial (2024年4月発行)		4608	2024-05-09	
お知らせ		2024年アメリカ Over-The-Counter Monograph Drug User Fee Program (OMUFA)		19375	2024-04-04	
お知らせ		(米国)米国FDA製作、Electronic Drug Registration and Listing (eDRLS) Using CDER Directチュートリアル動画		17642	2024-02-05	

「COSMETICK」は毒性データベースおよびデジタル化粧品リスク評価ツールであり、フランスに拠点を置くCEHTRA（セトラ）社が提供しているサービス。化粧品の安全性評価や規制遵守をサポートするための専門的なデジタルプラットフォームであり商用の専門ツール。

EU政府の規制や科学的基準に100%基づいており、EUでビジネスを行う企業が政府の要求を満たすために使用する「準公式」に近い信頼性を持つツールと見なされている。

<https://www.cehtra.com/cosmetick>

※CEHTRA社：(Consultancy for Environmental & Human Toxicology and Regulatory Affairs)  
フランスを本拠地とし、欧州全域や国際的な化学物質規制に関するコンサルティングを行っている専門企業

## 1. 主な特徴

### ● 毒性・生態毒性データベース

化粧品原料の化学物質に関する膨大な毒性データ（人体への影響）および生態毒性データ（環境への影響）を収録したデータベース

### ● デジタル・リスクアセスメント（安全性評価）ツール

欧州の化粧品規則（EC No 1223/2009）に基づいた「化粧品製品安全性報告書（CPSR）」の作成を支援。成分の配合量や使用部位に応じた安全域（MoS: Margin of Safety）の計算などを自動化・効率化可能。

### ● 国内外の配合規制公開

各国の規制情報（配合上限など）を一覧可能。

Home Services Sectors Tools Resources Careers What... Contact us EN

### Cosmetick: Available Toxicological and Eco-Toxicological Profiles

Search CAS N° number

or

Search by INCI Name or other name

RESET SEARCH

Name	CAS	Warnings Tox	Year Tox	Global Warning Ecotox	Year Ecotox
OCTOCRYLENE	6197-30-4		2024		2025

CAS No.もしくはINCI名で検索

### X Toxicological and Eco-Toxicological Profile

euINCI	OCTOCRYLENE
CAS	6197-30-4
Warnings Tox	Allergy Phototoxicity Reprotoxicity Toxic impurity/ component expected European Cosmetic Regulation
Year Tox	2024
Global Warning Ecotox	High warning
Year Ecotox	2025

#### How to access this profile?

Without licence **Cosmetick Basic** Cosmetick Advanced

成分を選択すると、どの毒性懸念があるか、等情報を確認可

Without licence

Full Name \*

Company/organisation \*

Email address \*

Message

Interested by a demo  No

\* All fields marked with an asterisk are required.

RESET SEND TO CENTRA

ライセンスに応じて詳細情報を入手可能

「CosIng」(Cosmetic Ingredients)は欧州委員会(EC)が提供している、公式の化粧品成分データベース。このデータベースは無料で一般公開されており、EUにおける「規制の厳格化」と「企業のイノベーション」を両立させるためのインフラとして位置付けている。

<https://ec.europa.eu/growth/tools-databases/cosing/>

## 1. 主な特徴

化粧品成分の国際的名称(INCI名)、化学物質を特定するCAS No.、EINECS番号で検索可能であり、該当成分がEUの化粧品規則のどの付属書(Annex)に記載されているのか探索できる

- 成分の規制情報

成分がEUで「使用禁止」なのか「制限付きで許可」されているのか等、成分の規制情報を公開

- 科学的見解(SCCS意見書)

消費者安全に関する科学委員会(SCCS)が発行した、その成分の安全性に関する専門的なレポートへのリンク公開

# 【参考：欧州 CosIngサイト】

European Commission

CosIng - Cosmetics Ingredients

Home Advanced Search Reference data User manual

Home

**Search**

+ CosIng is an information-only database that provides a distinction between ingredients and substances.

Name   Spelling not exact

CAS/EC #

Scope

Status

Name   Spelling not exact

CAS/EC #

Scope

Status

Legend: I Ingredient S Substance Total: 2

↓ Type	↓ INCI Name/Substance Name	↓ CAS No.	↓ EC No.	Annex/Ref
I	OCTOCRYLENE	6197-30-4	228-250-8	VI/10
S	2-Cyano-3,3-diphenyl acrylic acid 2-ethylhexyl ester / Octocrylene	6197-30-4	228-250-8	VI.10

CAS No.もしくはINCI名で検索



## Ingredient: OCTOCRYLENE

INCI Name OCTOCRYLENE

Octocrylene is the substituted acrylate that conforms to the formula

Description

CAS # 6197-30-4

EC # 228-250-8

Identified INGREDIENTS or substances e.g. [2-Cyano-3,3-diphenyl acrylic acid 2-ethylhexyl ester / Octocrylene](#)

Cosmetics Regulation provisions VI/10

Functions

- [LIGHT STABILIZER](#)
- [UV ABSORBIBER](#)
- [UV FILTER](#)

SCCS opinions

- [OPINION on Octocrylene](#)

物質 2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸2-エチルヘキシルエステル/オクトクリレン

CAS番号 6197-30-4

EC番号 228-250-8

一般約収原材名用語集 オクトクリレン

イン/ISO/AN オクトクリレン, オクトクリレン (USAN)

規制 (EU) 2022/1176

その他の指令規制

付録/参照番号 私たち / 10

製品タイプ、ボディパーツ a) 噴射剤スプレー製品 b) その他の製品

すぐに使用できる製剤の根拠 a) 9% b) 10% 脚注(\*)3: オクトクリレンの不純物およびまたは分解生成物としてのベンソフェノン は、微量レベルに抑える必要があります。

物の

使用条件と警告の文言

SCCSの意見

- [オクトクリレンに関する意見](#)

化学名 / IUPAC名 2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸2-エチルヘキシルエステル/オクトクリレン

特定された成分または物質、明:

- [オクトクリレン](#)

注記

## 規則一覧

説明	頁数	採択日	申請日	審議日
2023年7月19日の委員会規則 (EU) 2023/1490、規則 (EC) No 1223/2009の改正。	L 183	7	2023年7月26日	2023年1月12日
2023年7月26日の委員会規則 (EU) 2023/1545、規則 (EC) No 1223/2009の改正。	L 188	1	2023年7月27日	
2009年11月30日の欧州議会および理事会の化粧品に関する規則 (EC) No 1223/2009	L 342	59	2009年12月22日	2013年11月7日
署名の承認	L 1	1	2012年1月4日	
付属書の改正	L 114	58	2013年4月25日	2013年4月25日
欧州議会及び理事会の化粧品に関する規則 (EC) No 1223/2009の付属書の改正	L 139	8	2013年5月24日	
規則番号1223/2009の付属書(および)の改正	L 190	38	2013年11月7日	
制度書の改正	L 315	34	2013年11月25日	2014年1月7日
化粧品成分	L 107	5	2014年10月4日	
化粧品成分	L 238	3	2014年9月8日	
欧州議会及び理事会の化粧品に関する規則 (EC) No 1223/2009の付属書IVを改正する。	L 282	1	2014年9月26日	
欧州議会及び理事会の化粧品に関する規則 (EC) No 1223/2009の付属書IVを改正する。	L 282	5	2014年9月26日	

Scientific Committee on Consumer Safety

SCCS

**OPINION on**

**Octocrylene**

**SCCS意見書ダウンロード**

Scientific Committee on Consumer Safety

The SCCS adopted this document at its plenary meeting on 30-31 March 2021



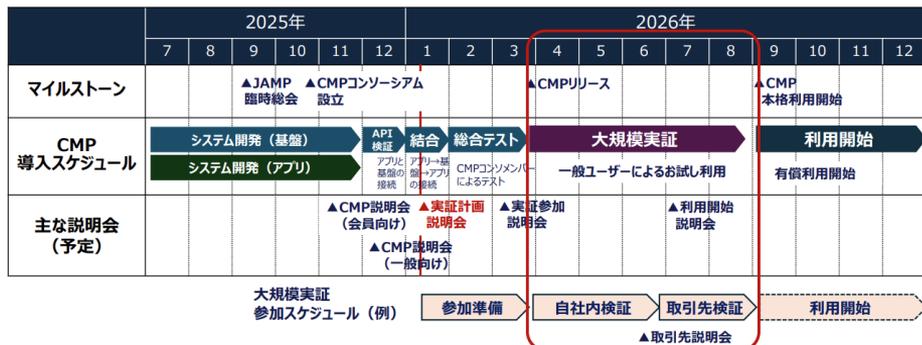
# 【参考：日本他業界】CMP (Chemical and circular Management Platform)

自動車や電子部品に含まれる化学物質情報を一元化する「CMP (ケミカル&サーキュラーマネジメントプラットフォーム)」のアプリケーション実証実験がスタートする模様  
有償サービスであるが、中小企業は無償化も検討中

「CMPコンソーシアム」は、製品に含まれる化学物質情報の管理・伝達を円滑化し、持続可能な循環型社会 (サーキュラーエコノミー) を実現するために設立された組織であり、4つの主要な業界チームが中心となり活動

- 1) 化学品メーカー・樹脂等の材料メーカー
- 2) 電子部品・デバイス・金属材料メーカー
- 3) 家電・精密機器・情報通信機器メーカー
- 4) 自動車・オートバイ・自動車部品メーカー

この度、大規模実証実験をスタートするとの記事が掲載 (化学工業日報 2026.1.26)



出展：CMPコンソーシアム 実証実験説明会資料より抜粋

